

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意を除く）

整理 番号	案件名称	委託種目	履行場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	人事給与システム互助会連携出力項目 変更改修（業務委託）	147その他情報 処理	あべのルシアス	日本電気(株)	528,120	平成29年11月20日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G 4
2	高濃度ポリ塩化ビフェニル（P C B） 廃棄物（安定器及び汚染物等） 処分業務委託	063特別管理 産業廃棄物 （収集・運搬）	鶴見工場ほか3か所	中間貯蔵・環境安全 事業(株) 北九州P C B事業所	62,302,860	平成29年12月18日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G 2
3	鶴見工場ほか3か所高濃度P C B 含有廃棄物収集運搬業務委託 （その3）	064特別管理 産業廃棄物 （処分）	鶴見工場ほか3か所	(株)エコ・ポリス	1,458,000	平成29年12月18日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第8号	—

随意契約理由書

1 案件名称

人事給与システム 互助会連携出力項目変更改修(業務委託)

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

人事給与システムは、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下、「環境施設組合」という。）が特別地方公共団体として事業を実施するにあたり、独自に事業運営にかかる内部系システムの導入を日本電気株式会社と契約し平成 27 年 4 月 1 日より平成 31 年 12 月 31 日までサービス利用業務委託の契約を締結している。

環境施設組合と大阪市職員互助会（以下、「互助会」という。）においては、職員の互助会加入者基本情報、例月給与及び一時金の控除情報や互助会還付金口座の情報等について、相互にデータ連携を行っているが、互助会より、環境施設組合から提出する連携データのうち「人事給与データ」の職員氏名について、氏名(通称)から戸籍氏名への変更依頼があり、システム対応する必要がある。

現在の人事給与システムは、日本電気株式会社の提供するシステムをサービスとして利用しているが、今回改修する内容については、環境施設組合独自の機能として人事給与システムのパッケージシステムに対しカスタマイズを行っているため、サービスを提供している同業者以外の業務対応は困難であることから、システムを構築し、サービス利用の業務委託をしている日本電気株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合総務部総務課
(電話番号 06-6630-3185)

随意契約理由書

1 案件名称

高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物（安定器及び汚染物等）処分業務委託

2 契約の相手方

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所

3 随意契約理由

高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律およびポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）に基づいて、事業者において適切に保管及び処分をおこなう必要があります。

平成26年6月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更され、同基本計画に基づき、近畿エリアの高濃度PCB廃棄物（安定器及び汚染物等）は、高濃度PCB廃棄物の拠点的広域処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）北九州PCB処理事業所で処理することとされ、平成27年7月から処理が始まっている。さらには、平成28年8月1日にPCB特別措置法が改正施行され、高濃度PCB使用製品を含めた高濃度PCB廃棄物の処分期間の変更がなされ、一日も早く確実に処理をおこなうことが求められています。

本組合では、高濃度PCB廃棄物（安定器及び汚染物等）を保管しており、法に準じて適切に処理をおこなわなければならない、処理できる施設は、JESCO北九州PCB処理事業所が唯一の処理施設であることから、同事業場を保有しているJESCOと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 施設部施設管理課（担当：植内）

（電話番号：06-6630-3362）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場ほか3か所高濃度PCB含有廃棄物収集運搬業務委託（その3）

2 契約の相手方

株式会社エコ・ポリス

3 随意契約理由

高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律およびポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）に基づいて、事業者において適切に保管及び処分をおこなう必要があります。

平成26年6月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更され、同基本計画に基づき、近畿エリアの高濃度PCB廃棄物（安定器及び汚染物等）は、高濃度PCB廃棄物の拠点的広域処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）北九州PCB処理事業所で処理することとされ、平成27年7月から処理が始まっています。さらには、平成28年8月1日にPCB特別措置法が改正施行され、高濃度PCB使用製品を含めた高濃度PCB廃棄物の処分期間の変更がなされ、一日も早く確実に処理をおこなうことが求められています。

PCB特別措置法に定める期限までに、高濃度PCB廃棄物を処理するために、JESCOが策定する処理計画を遵守する必要があります。本組合が鶴見工場ほか3か所で保管している高濃度PCB廃棄物（安定器及び汚染物等）は、JESCOの処理計画において、平成30年1月31日までにJESCO北九州PCB処理事業所に搬入する必要があります。

今回処理対象としている高濃度PCB廃棄物は、契約後所要の手続きを経て運搬する必要があることから十分な余裕をもって平成29年11月17日に入札を実施しましたが不調となり、再度平成29年12月13日に入札を行ったが、再び不調となりました。

平成30年1月31日までにJESCO北九州PCB処理事業所に搬入を完了するには、搬入計画書の北九州市への年内提出義務や現地確認・運搬ルートを選定等搬入計画書の作成に必要な期間を考慮すると、再度入札に付する期間はなく、直ちに契約する必要があります。

以上の理由により、現時点において、JESCO北九州PCB処理事業所に高濃度PCB廃棄物を平成30年1月31日までに運搬可能である株式会社エコ・ポリスに、随意契約を行うものです。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 施設部施設管理課（担当：植内）

（電話番号：06-6630-3362）